

財政健全化調査特別委員長報告

平成21年2月定例会（3月12日）

まず財政健全化調査特別委員会における、これまでの調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成15年6月定例会において新たな特別委員会として設置され、以来、県財政の早急な健全化をめざし、財政運営、総合発展計画等の県政運営上極めて重要な案件について50回にわたり、審査や調査を行ってまいりました。

本県が歳出削減の取組みに着手して間もない平成15年末に決定された平成16年度の国の地方財政対策では、三位一体改革の名のもと、"地財ショック"とも言える地方交付税の大幅な削減により、本県財政は、収支不足が、150億円から450億円程度に大幅拡大する危機的な状況に陥ったのであります。

これを受け、平成16年3月本委員会は、行財政改革の審議、調査に本格取り組みを開始し、分権が進む中、財政力の脆弱な地方自治体が、将来に亘り自主的で安定的な行財政運営が出来るよう、国に対し、地方財政の見通しを早期に明らかにするとともに、地方の実情を踏まえた的確な財源保障の実現を求めた、中間報告をまとめたところであります。

また、平成19年度には、今後の県政運営の基本方針となる「島根総合発展計画」について、9回にもわたる審議を重ね、何よりも財政健全化との整合性を図りつつ、議会としての意見を計画に反映させたところです。

また、平成18年度に決定された「骨太の方針2006」により、収支不足が100億円程度増加するなど、再び本県財政は大きな影響を受けることとなり、本委員会としては、早急に財政健全化への道筋を示す必要があると判断し、島根県の財政健全化に向けた『中間報告』を平成19年9月に取りまとめました。

その中では、先ず歳出削減に向けた取り組みとして、一つは、総人件費の抑制及び、公共事業費の削減などの歳出について、聖域なき見直しを行うこと。二つめは、メリハリをつけた整理や絞り込みによる事務事業の見直し、外郭団体への補助・委託事

業の見直しなど、行政改革を推進することによって財政を健全化すること。また、財源の確保に向けた取り組みとして、一つは、地方交付税の総額確保など国への働きかけを強化すること、二つには自主財源確保のための取り組みを強化すること。さらに、財政の健全化に対する県民の理解を得るため、情報提供と丁寧な説明を行うことなどを重点的に提言したところであります。

この中間報告を受け、執行部には、平成19年10月、「財政健全化基本方針」を策定され、財政の健全化に向けて、その途につかれたことは、評価するものであります。

しかしながら、昨年後半から始まった世界的な経済危機は、外需に依存してきた我が国経済に大きな打撃を与え、製造業での大幅な受注減や雇用情勢の急速な悪化など、本県経済にも深刻な影響を及ぼしております。今回の経済危機は、当面続くものと想定され、現下のこの厳しい情勢を克服するためには、今後とも、国に対し本県の実情を訴え、地方に配慮した様々な対策の実施を強く要請するとともに、県としても、県独自の事業も含めた積極的かつ迅速な経済対策を講じていく必要があります。こうしたことから、本県の財政運営については、従来の発想にとらわれることなく、弾力的かつ柔軟な対応が求められているところです。

一方、本県の財政状況は、依然として非常に厳しい状況にあることから、引き続き、財政健全化に向けての取り組みを着実に進めることが必要であります。

執行部には、このような課題を克服し、将来に向けて夢の持てる、安全で安心な暮らしができる島根を目指して、更なる努力をされることを強く要望し、当委員会の委員長報告とします。

地方財政を取り巻く諸情勢について

I 国の20年度補正・21年度予算案のポイント

1. 3つの経済対策

対 策 名	事業規模	主な内容
① 安心実現のための緊急総合対策 (8/29 決定) →10/16 第1次補正予算	11.5 兆円	緊急保証・貸付、耐震対策等
② 生活対策 (10/30 決定)	26.9 兆円	地域活性化・生活対策臨時交付金、 医療・介護・福祉対策等
③ 生活防衛のための緊急対策 (12/19 決定)	43.0 兆円 (重複6兆円程度)	地方交付税増額、税制改正、経済 緊急対応予備費の新設等
合 計 (重複を除く)	75 兆円程度 (財政措置 12 兆円程度)	

2. 平成20年度第2次補正予算 (1月27日成立 (関連法案は3月4日成立))

- 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000 億円)
 - ・ 地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金を交付
- 雇用関係交付金 (4,000 億円)
 - (ふるさと雇用再生特別交付金 2,500 億円、緊急雇用創出事業交付金 1,500 億円)
 - ・ 地方公共団体による雇用機会の創出
- 定額給付金 (2 兆円)
 - ・ 景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援を図るため、市区町村が実施主体となって給付

3. 平成21年度予算 (2月27日衆議院で可決、参議院で審議中)

- 地方交付税1兆円増額
 - ・ 地域雇用創出推進費の創設 (H21, H22) 0.5 兆円
 - ・ その他 0.5 兆円
- 地域活力基盤創造交付金 (9,400 億円) の創設
 - ・ 道路特定財源の一般財源化に際して、道路を中心しつつ、地方の実情に応じて関連する他のインフラ整備やソフト事業にも使用できる交付金を創設
- 経済緊急対応予備費 (1 兆円) の創設
 - ・ 経済金融情勢の変化等を踏まえ、雇用、中小企業金融、社会資本整備等について、果敢な対応を機動的・弾力的に行うため新設

II 「経済財政の中長期方針と10年展望」(H21.1.19閣議決定)

1. 経済財政運営(3段階の取組)

- 当面は、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策を着実に実施する。
- 中期においては、「中期プログラム」(※)を実行することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障を構築し、財政の立て直しを図る。
- 中長期においては、改革による経済成長を目指し、将来の発展に向けた「シナリオ」(今年春を目途に策定)を取りまとめ、強力に推進する。

2. 財政健全化目標

- 平成23年度(2011年度)までに国・地方の基礎的(初期的)財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつある。
- 経済情勢が極めて流動的・不透明な中では、一定の確度を持って見通すことは困難であることから、当面、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進める。急変する世界経済の状況等により目標達成時期が遅れる場合であっても、その遅れをできる限り短くするよう、財政健全化に取り組む。

※ 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

- 安心強化の3原則 (H20.12.24閣議決定)
 - ・ 中福祉・中負担の社会を目指す。
 - ・ 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
 - ・ 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。
- 税制抜本改革の3原則
 - ・ 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
 - ・ 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
 - ・ 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

所得税法等の一部を改正する法律案附則〔抜粋〕

政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。(附則第104条関係)

III 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行

平成21年4月1日より全面的に施行され、平成20年度決算から適用

- ・ 比率のいずれかが早期健全化基準（財政再生基準）以上の場合、財政健全化計画（財政再生計画）を作成し、議会の議決を経て公表（毎年度、実施状況を議会に報告し公表）

	財政再生基準	早期健全化基準	島根県(H19 決算)
実質赤字比率	5%	3.75%	該当なし
連結実質赤字比率	15%	8.75%	該当なし
実質公債費比率	35%	25%	17.8%
将来負担比率	—	400%	227.9%
資金不足比率	—	20%	該当なし

IV 経済情勢等

1. 月例経済報告（H21.2.19 内閣府）

- ・ 景気は、急速な悪化が続いており、厳しい状況にある。
- ・ 先行きについては、当面、悪化が続くとみられ、急速な減産の動きなどが雇用の大幅な調整につながることを懸念される。加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の変動など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。
- ・ 2008年10-12月期の実質GDPの成長率は、前期比で▲3.3%（年率▲12.7%）

2. 島根県の経済動向（H21.3.2 島根県）

- ・ 本県経済は悪化している。
- ・ 生産活動は大幅に低下、雇用情勢は悪化し、個人消費はやや弱い動き、投資動向も基調として弱い動きが続いている。
- ・ 主な経済指標（H20.12月分） 鉱工業生産指数 81.3（前年同月比 ▲20.9%）
有効求人倍率 0.75倍（前年同月比 ▲14.6%）

3. G7財務大臣・中央銀行総裁会議の声明（H21.2.14）

- ・ 世界経済と金融市場の安定化は依然として我々の最優先課題である。
- ・ 我々は、これらの課題に対処するため共同して例外的な措置をとってきたし、成長と雇用を支持し、金融セクターを強化するため、あらゆる政策手段を用いて協働するとのコミットメントを改めて確認する。

V これまでの財政健全化の取組みと当面の課題

1. これまでの取組み

○ 財政健全化指針（H14.12月策定）

- ・ 一般財源（県税、地方交付税）の低迷と県債償還の増加
→ 財源不足（収支不足額 150 億円程度（H15 秋の財政見通し））
- ・ 150 億円程度の収支不足額のうち、約 60 億円の収支改善を達成

「H16 地財ショック」による地方交付税の大幅削減

→ 財源不足の大幅な拡大（収支不足額 450 億円程度）

○ 中期財政改革基本方針（H16.10月策定）

- ・ 450 億円程度の収支不足額のうち、H18 までに約 300 億円の収支改善を達成

「骨太の方針 2006」による地方交付税の削減等

→ 再び財源不足が拡大（収支不足額 200 億円台後半）

○ 財政健全化基本方針（H19.10月策定）

- ・ 改革の目標 概ね10年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にする。
- ・ 集中改革期間（H20～H23）に、200 億円台後半の収支不足のうち、200 億円程度を解消

※ H21 当初予算の収支不足は約 153 億円となり、基本方針で想定していた収支不足額（約 150 億円）に概ね止めることができた。

2. 当面の課題

- 当面の最重要課題は、現下の経済危機をどう乗り越えていくかにある。
- 国においては、H20 年度補正予算及び H21 年度予算で、景気や地方に配慮した対策が行われているところ。
- 今後の景気後退はある程度長く続く可能性がある。国に対して、地方の実情を訴え、景気・経済対策について、地方に配慮した対策を引き続き行っていくことを要請していく。
- 県としても、経済情勢等をよく注視し、国の対策もよくみながら、必要な対策が迅速にとれるように、弾力的かつ柔軟な経済財政運営に努める。
- 今後、秋に財政見直しを見直し、それを踏まえて、適切な財政運営を行う。